

## 諮問事項に係る質問と事務局の回答

### 質 問

※質問等については、事務局において一部文言の整理を行っておりますのでご了承ください。

番号	質問等	回答
<b>【質問】 対象者について</b>		
1-①	<p>条例案の概要第8条で、「給与等の支払を受けている被保険者」とあり、「補足説明」では、対象は「被保険者（いわゆる被用者）」となっておりますが、給与所得者以外でも対象になる場合がありますか。</p>	<p>対象となるかたは、賃金、俸給、給与などの「給与等」を受けている、いわゆる被用者の被保険者になります。</p>
1-②	<p>協議会資料の説明の「経緯」には、「労働者が感染した場合等に休みやすい環境を整備することが重要である」とあります。厚生労働省 HP の「さまざまな雇用形態」には「業務委託（請負）契約を結んで働く人」として『業務委託』や『請負』といった契約をしていますが、その働き方の実態から『労働者』であると判断されれば、労働法規の保護を受けることができます」とあります。働き方の実態が「労働者」であれば、傷病手当金の対象になりますか。</p>	<p>ご指摘の厚生労働省のホームページの記載は、労働の実態から労働者と判断される場合には、労働基準法等の労働法規の適用を受ける旨のことを述べていると思われま。</p> <p>今回の傷病手当金は、労働法規の観点ではなく、医療保険制度の枠組みの中で検討されています。</p> <p>本区では、国の財政支援措置に沿った制度設計を行うこととしており、給与等の支払いを受けている実態があれば傷病手当金支給の対象となります。</p>
<b>【質問】 傷病の実態について</b>		
2	<p>条例案の概要の「補足説明」では、新型コロナウイルス感染症に感染したとき以外でも、「発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるとき」も対象です。保健所に相談しても病院にかかれず自宅療養になった例もあります。添付資料では、「感染が疑われるとき」の判断は、「弾力的に、事業主の証明書添付で足りることにする」となっていますが、派遣労働や日雇い労働者等の現場で、事業主が証明書を拒んだ場合は、どのように救済できますか。</p>	<p>帰国者・接触者外来の受診や指定医療機関に入院することがなくとも、かかりつけ医による診察により新型コロナウイルスの感染が疑われ、自宅療養等をした場合は、その旨を医師の証明、また、医師からの証明が得られない場合でも事業主からその状況について証明をしてもらえれば支給の対象となります。</p> <p>医療機関からも、事業主からも証明が得られない場合は、客観的な証明がなく支給対象とすることは困難ですので、事業主のかたにも制度の趣旨を丁寧に周知することも含め、ご協力いただけるように働きかけていきたいと考えています。</p>

<b>【質問】 適用期間の規定について</b>		
3	<p>適用期間に関しては「規則で定める日までの間」とあるが、政令などで必要に応じて、この期間を延長できる仕組みになっているのでしょうか。</p>	<p>国は本年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたこと等を踏まえて、適用期間を令和2年1月1日から令和2年9月30日とすることとしており、「規則で定める日」もこれに合わせる予定です。</p> <p>期間の延長については、国は、今後の国内の感染状況を注視していくとしています。</p> <p>終期を「規則で定める日」としているのは、ご指摘のとおり、今後の期間延長の可能性も視野に入れたもので、延長となった場合に規則改正で対応できるように規定したものです。法令規定上の技術的なものご理解ください。</p>
<b>【質問】 対象となる被保険者の規模について</b>		
4	<p>被雇用者とその扶養者の多くは勤め先の健康保険組合の被保険者となっていると思うが、国民健康保険の被保険者のうち被用者は何人ぐらいいるのですか。</p>	<p>国民健康保険の被保険者のうち、被用者は全国の統計で約3割程度とされています。</p> <p>目黒区の国民健康保険の被保険者は令和2年3月末で約5万7千人いらっしゃいますが、その4割程度は何らかの給与収入があるものと把握しています。</p>

## 意見・要望

【意見・要望】 制度の上乗せ等について		
1-①	<p>3月26日、参議院厚生労働委員会で「自治体が独自に、自営業やフリーランスに対象拡大することは可能か」との質問に、厚生労働省の保険局長は「市町村の判断で可能だ」と答弁しています。埼玉県朝霞市は、独自に新型コロナウイルス感染症に感染し休業または縮小した自営業者などの方に、一律20万円の「国民健康保険傷病見舞金」の支給を開始しています。目黒区でも、フリーランスや自営業の方が、感染した場合の支援を盛り込むことを求めます。</p>	<p>「国民健康保険傷病見舞金」は、「傷病手当金」とは別の観点から制度を設けられた事例と思われます。</p> <p>本区では、ご質問への回答でお答えしたとおり、国の財政支援措置に沿った制度設計を行うこととしております。いただいたものはご意見・ご要望として承ります。</p>
1-②	<p>千葉県市川市は、傷病手当の給付を国庫補助対象の3分の2に、市独自に3分の1を上乗せしました。目黒区でも、区独自の上乗せ支給を求めます。また、この財源をさらに国に要望することを求めます。</p>	<p>市川市の事例も独自の上乗せを行った事例と思われます。</p> <p>本区では、ご質問への回答でお答えしたとおり、国の財政支援措置に沿った制度設計を行うこととしております。いただいたものはご意見・ご要望として承ります。</p>
【意見・要望】 雇用主から証明を拒まれた場合の対応について		
2	<p>立場が弱い非正規雇用労働者などが、医療にもかかわらず自宅待機になり、雇用主の証明も拒まれた場合の救済措置を組むことを求めます。</p>	<p>ご質問への回答でお答えしたとおり、制度の趣旨を丁寧に周知することも含め、事業主の協力も得られるように働きかけていきたいと考えています。</p>
【意見・要望】 その他		
3	<p>大変結構な改正案と思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>